

鳥取縣公報

昭和二十二年十二月三十日 火曜日
第千八百七十一號

本書ノ大キサハ國定規格A列5

告示

鳥取縣告示第五百六十四號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により氣高郡勝部村長及氣高郡小鷲河村長並日野郡米澤村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十二月三十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一、昭和二十二年十二月三十一日より
昭和二十三年一月五日まで

生 石 灰 (單位一五貫俵入)
種 別

- 特選品 (酸化カルシウム分九〇%以上含有のもの) 八〇%同
- 一等品 (同) 七〇%同
- 二等品 (同) 七〇%同

鳥取縣告示第五百六十五號

動力振摺業免許證を次の者に對し下付した。

昭和二十二年十二月三十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
免許番號 住所 氏名 生年月日
一七〇五 東伯郡下北條 弓原農事實行組合 明治三十九年
村弓原六二三 岩本勝利 十二月五日

鳥取縣告示第五百六十六號

物價統制令第四條の規定により鳥取縣産石灰及び消石灰の販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年十二月三十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
製造業者の卸賣 卸賣價格 小賣價格
價格の統制額 の統制額 の統制額
六二圓一〇 七〇圓七〇 七二圓四〇
五八、四〇 六七、〇〇 六八、七〇
五二、七〇 六一、二〇 六二、九〇

鳥取縣公報

毎週 曜日發行 (休日=當九)

昭和二十二年十二月三十一日

昭和二十二年四月十五日

一

昭和二十二年八月七十一號

第三種郵便物認可

00668

| | | | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 三等品(同) | 六〇%同 | 四六、九〇 | 五五、五〇 | 五七、一〇 |
| 等外品(特選品、一等品、二等品、三等品に該當しないもの) | | 五三、七〇 | 四三、三〇 | 四四、〇〇 |
| 特選品(酸化カルシウム分七〇%以上を含有し純白のもの) | 六六、四〇 | 七五、〇〇 | 七六、七〇 | |
| 一等品(同) | 六〇%同 | 六三、〇〇 | 七、五〇 | 七三、二〇 |
| 二等品(同) | 五〇%同 | 五五、九〇 | 六四、五〇 | 六六、二〇 |
| 三等品(同) | 四〇%同 | 四九、七〇 | 五八、二〇 | 五九、九〇 |
| 等外品(特選品、一等品、二等品、三等品に該當しないもの) | | 四二、七〇 | 四三、八〇 | 四六、三〇 |

本表統制額に一〇%以内の額を加算することができる。

四、酸化カルシウム分九五%以上を含有する生石灰又は酸化カルシウム分七〇%以上を含有する消石灰は各特選品の五%上げとする。

五、本表統制額は、塵焼のもの、價格であつて素焼のもの、本表統制額の三%下げとする。

六、バラのものは本表統制額から二一圓三五錢を控除容量比率によつて算出して得た額とする。

七、本表統制額は日本薬局方に該當するものには、これを適用しない。

一、製造業者の卸賣價格の統制額は製造業者工場渡しの價格であつて、卸賣價格の統制額及び小賣價格の統制額は各々賣主の協議によつて決定した場所渡しの價格である。

二、製造業者以外の販賣業者は、直接製造業者から買受けた場合であると卸賣業者から買受けた場合であると卸賣業者から買受けた場合であるとを問はず常に製造業者の工場から各々買主、賣主の協議によつて決定した引渡し場所迄の運賃諸掛の實費を

三、買主が協定しないときは又は協定した場合は

昭和二十二年十二月三十日印刷
昭和二十二年十二月三十日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

鳥取縣鳥取市東町 取
鳥取縣鳥取市東町 取
鳥取縣鳥取市東町 取

00669